

平成22年度 第1回 豊田市廃棄物処理施設審査会 次第

日 時：平成22年8月3日(火)
午後2時から

場 所：豊田市役所 環境センター3階
会議室1

1 あいさつ

2 議 事

(1) トヨキン(株)の産業廃棄物処理施設設置計画の概要について

(2) その他

3 現場視察

(参照資料)

トヨキン(株)の産業廃棄物処理施設設置計画の概要

別紙1 - 1 環境影響調査対象地域

別紙1 - 2 付近見取図

別紙1 - 3 配置図(現状)

別紙1 - 4 配置図(計画)

別紙2 - 1 処理工程

トヨキン(株)の産業廃棄物処理施設設置計画の概要

1 申請者

豊田市鴻ノ巣町三丁目 33 番地
トヨキン株式会社

2 産業廃棄物処理施設の設置場所等

- (1) 設置場所：豊田市高岡町新宮 58 番地 1 他 20 筆（自社事業場内）
- (2) 用途地域：工業専用地域
- (3) 備考：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 17 に基づく指定区域
（廃棄物が地下にある土地）

参照：位置図等

- 別紙 1-1：環境影響調査対象地域
- 別紙 1-2：付近見取図
- 別紙 1-3：配置図（現状）
- 別紙 1-4：配置図（計画）

3 産業廃棄物処理施設の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他産業廃棄物の焼却施設

4 処理する産業廃棄物の種類

(1) 産業廃棄物 16 品目

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類¹、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物の死体、動物性不要固形物、ゴムくず、金属くず²、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず¹、動物の糞尿

- 1 自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。
- 2 自動車等破砕物を除く。

(2) 特別管理産業廃棄物 2 品目

引火性廃油、感染性産業廃棄物

5 処理能力（混合燃焼時）

34 t / 日（24 時間連続運転・年間稼働日数 252 日）

6 産業廃棄物処理施設の処理方式

竪型火格子方式

7 処理に伴い生ずる排ガス及び排水量

(1) 排ガス量：湿り 34,073 m³N / h

乾き 28,710 m³N / h

(2) 排水量：なし

施設からの排水は灰の冷却に使用するため、排水はない。

8 排ガスの処理方法等

減温塔

消石灰 + 活性炭噴霧

バグフィルタ

排出

9 排ガスの性状について達成することとした数値

項目	今回計画	基準
ばいじん(g/m ³ N)	0.10 以下	0.15 以下
塩化水素(mg/m ³ N)	407 以下	700 以下
硫黄酸化物(ppm)	K 値:1.04(116) 以下	K 値:9.0 以下
窒素酸化物(ppm)	150 以下	250(200) 以下
ダイオキシン類(ng-TEQ/m ³ N)	4 以下	5 以下

全て乾きガス酸素濃度 12%換算値を示す。

工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領（平成 18 年 4 月 1 日施行）

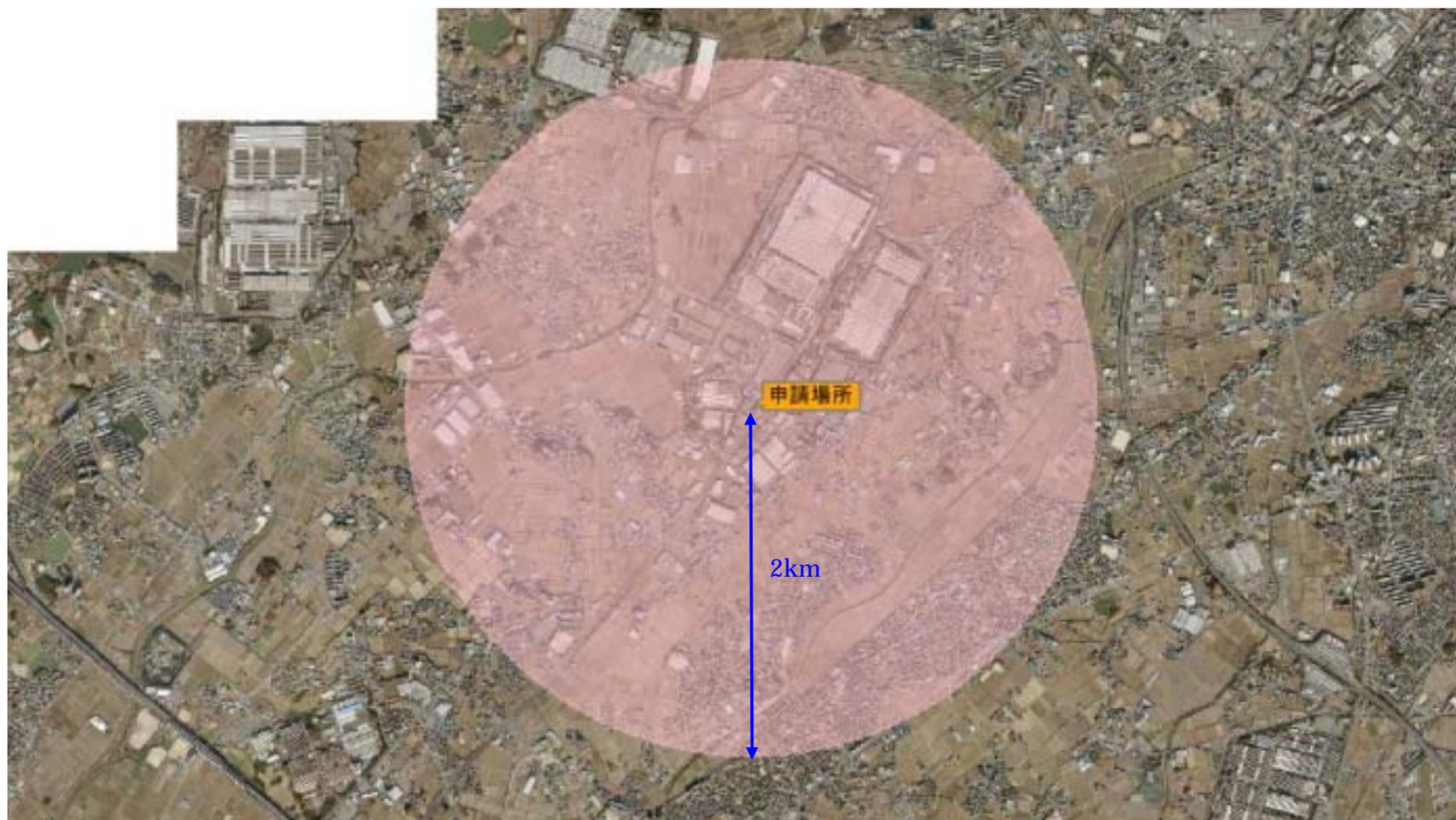
10 処理工程

別紙 2-1 のとおり

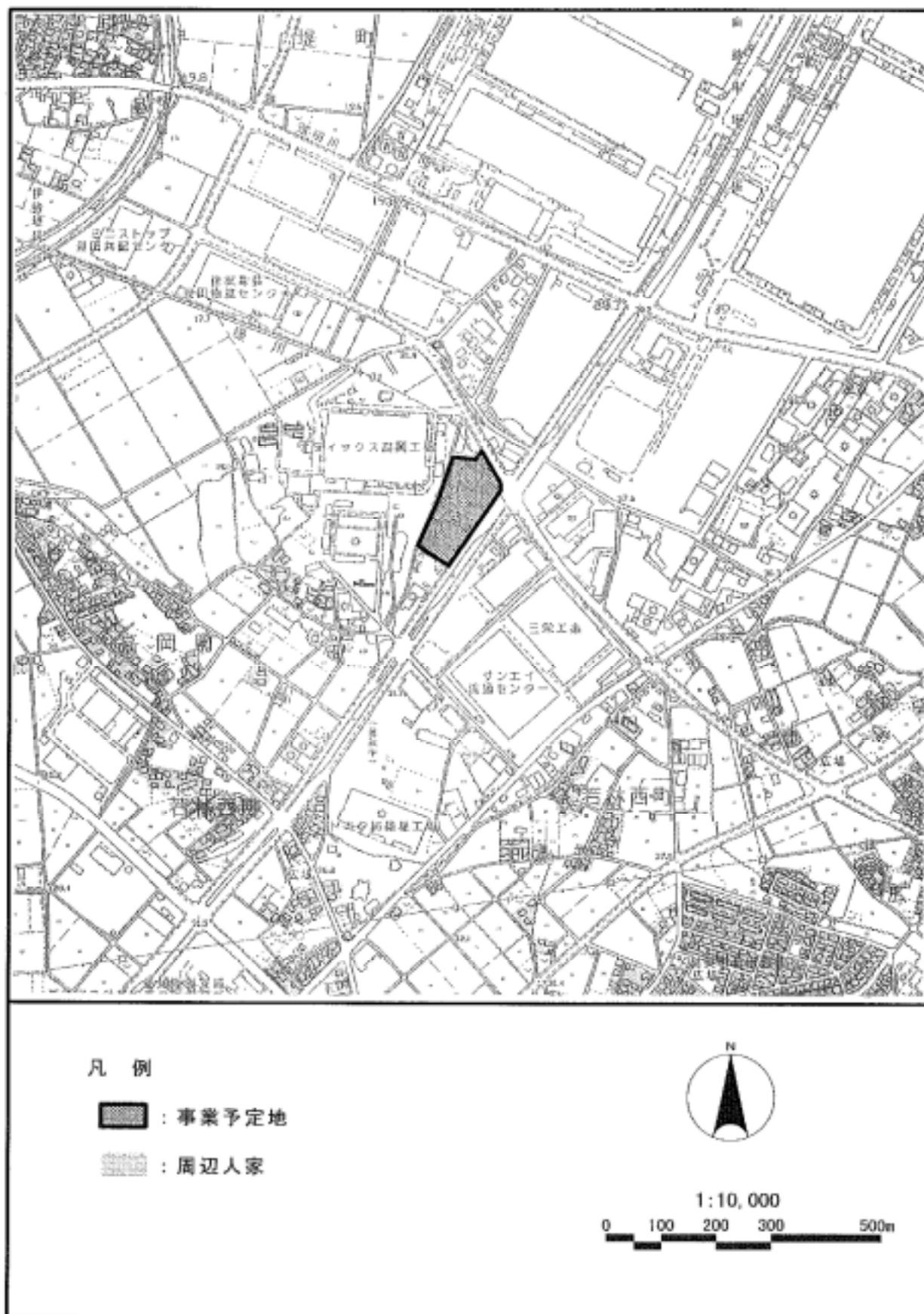
固形状廃棄物	受入ホッパから供給装置を経て投入する。
感染性産業廃棄物	保管用保冷库から専用の供給装置を経て、受入ホッパに運ばれ、投入する。
液状廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、引火性廃油）	品目ごとに貯留ピットに保管した後、それぞれポンプで投入する。

11 豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例に基づく意見

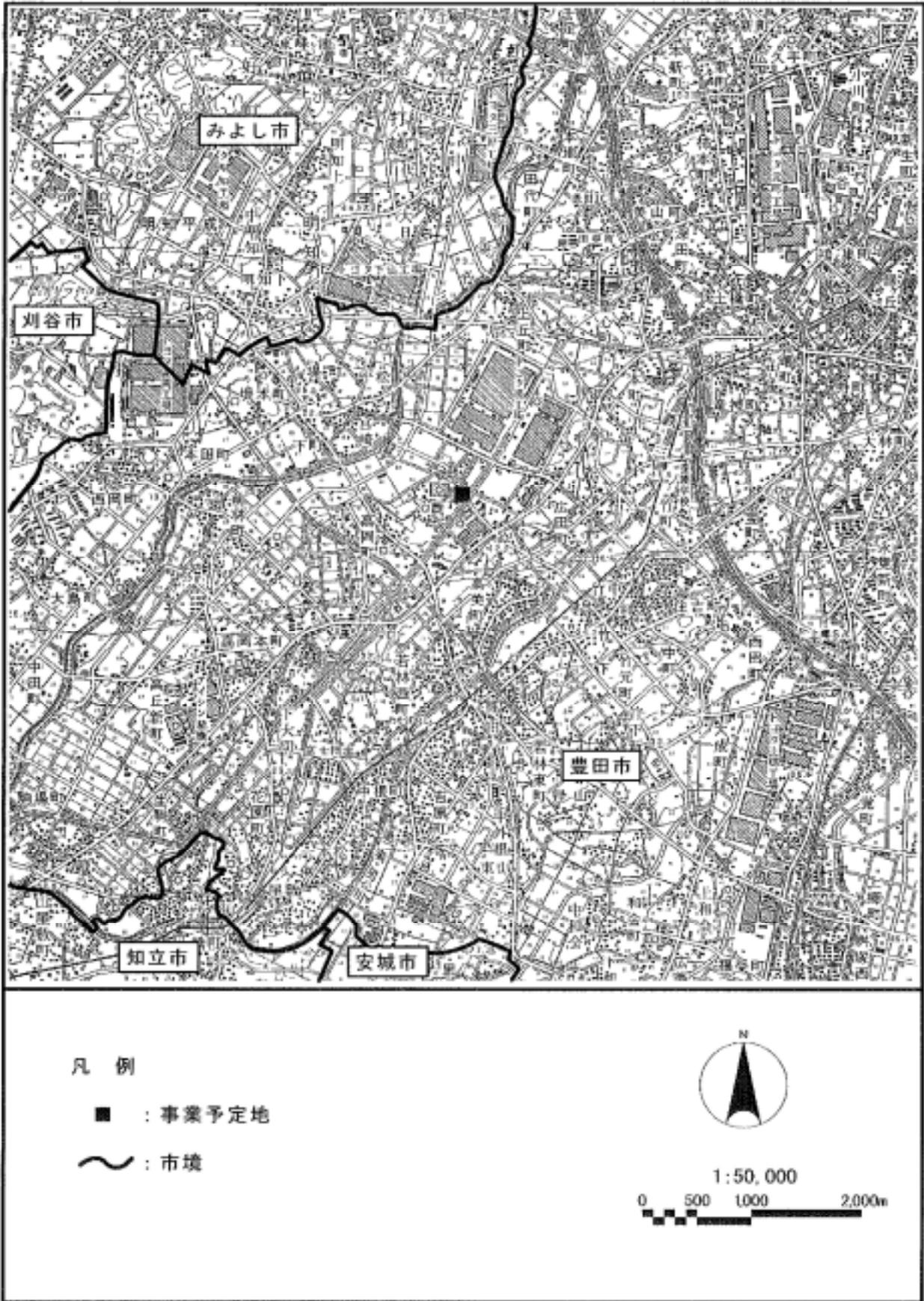
事業計画の縦覧等	平成 21 年 11 月 5 日から 1 ヶ月間実施。意見については事業者に見解書を求め、申請書に一部反映（窒素酸化物の管理値の変更等）。
説明会	関係地域に対して実施。意見に対しては見解書を求め、申請書に一部反映（連続測定器の設置等）。



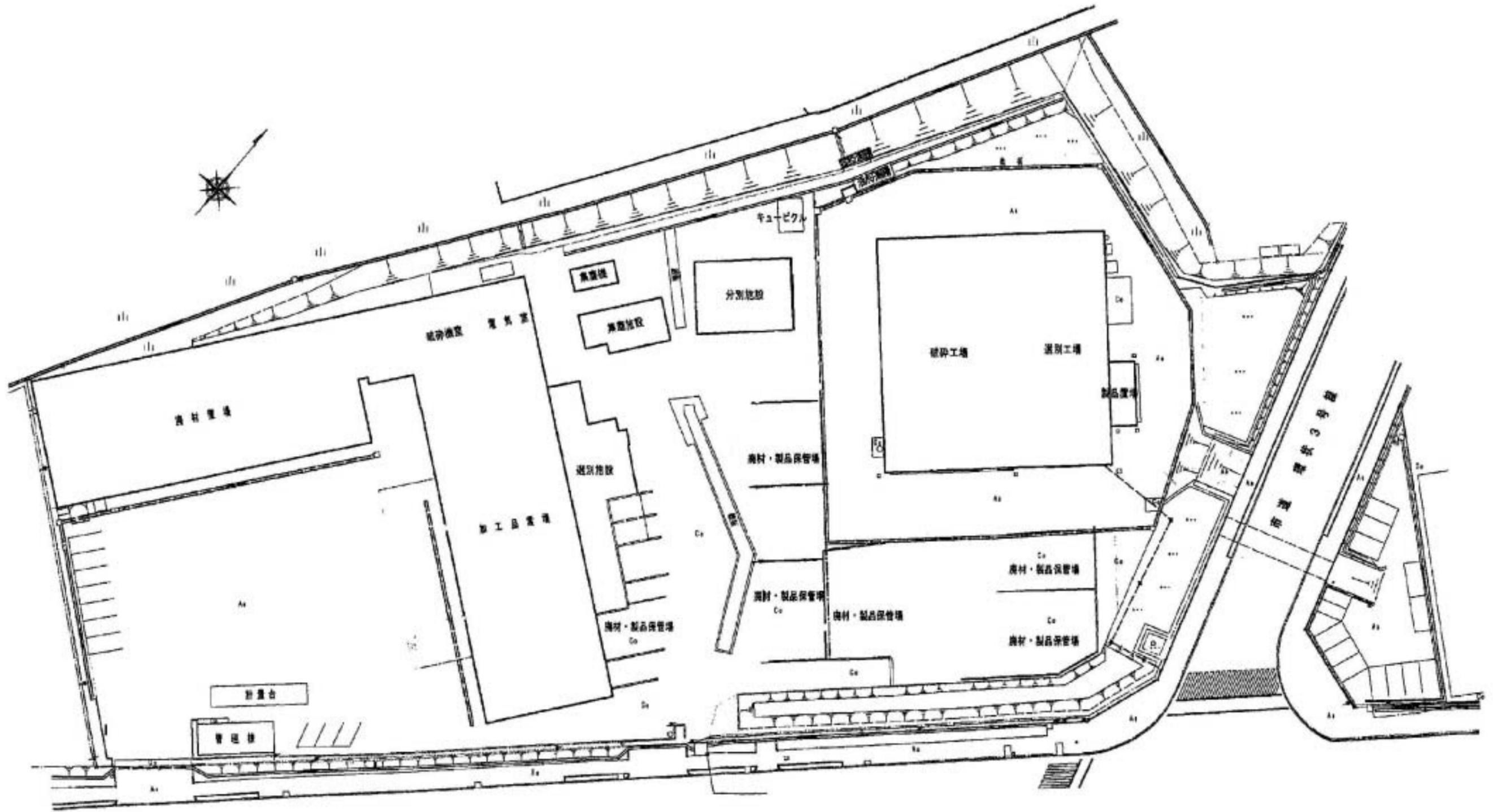
環境影響調査対象地域



付近見取図（詳細）



付近見取図（広域）

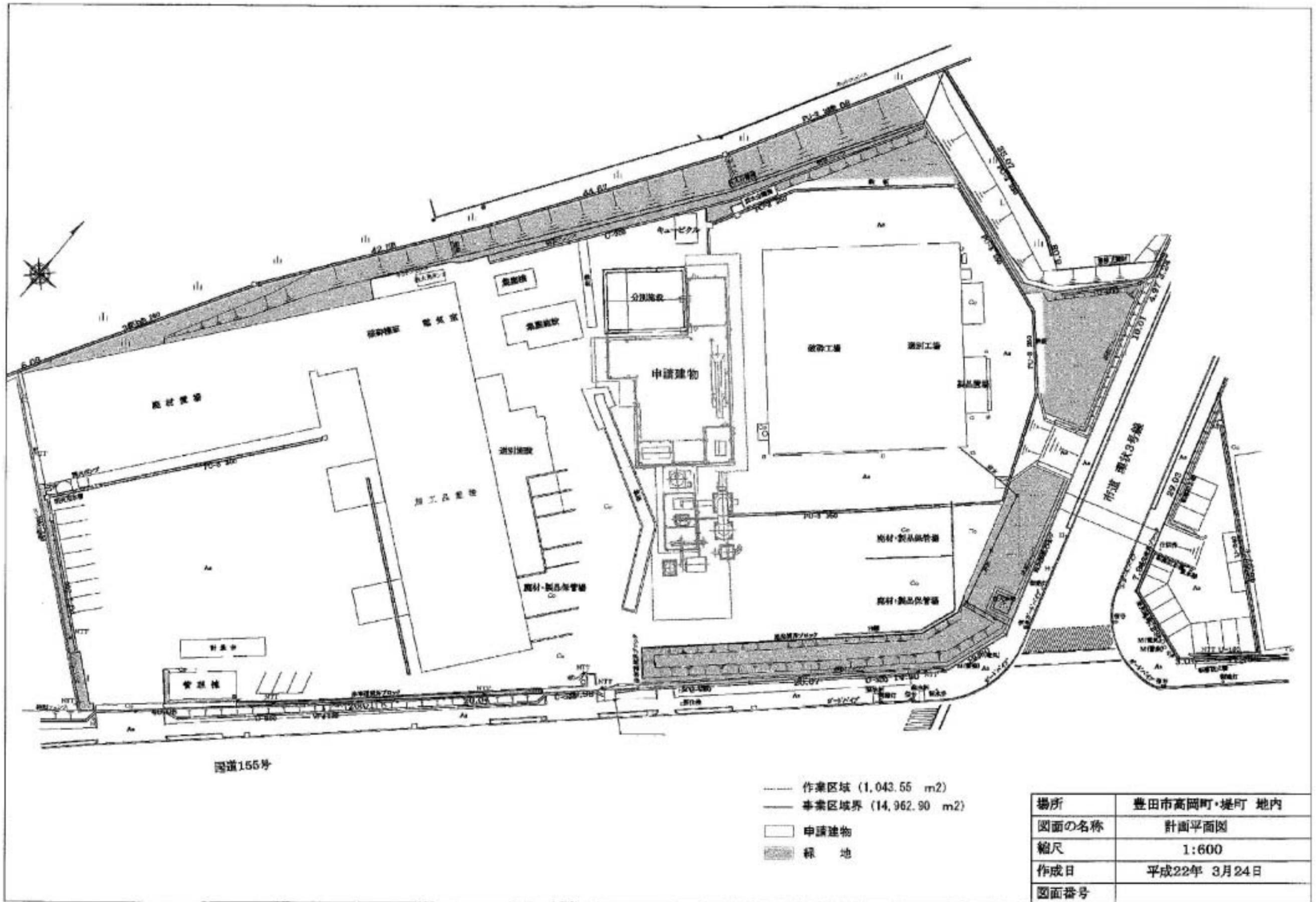


国道165号

縮尺：1/600

現況平面図

配置図（現状）



配置図(計画)

